

札幌市医療体制審議会 令和8年度 第1回 災害医療体制検討部会

令和8年7月13日

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課

@ORE札幌ビル8階大会議室 18:30～

【報告事項】

- 1 在宅酸素療法(HOT)患者・透析患者に対する災害時の医療体制について
 - (1) HOT患者に対する災害時の医療体制
 - (2) 透析患者に対する災害時の医療体制
- 2 災害時における医療コンテナの活用について

【協議事項】

- 3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）について

【その他】

- 4 次回の開催予定

【報告事項】

- 1 在宅酸素療法(HOT)患者・透析患者に対する災害時の医療体制について
 - (1) HOT患者に対する災害時の医療体制
 - (2) 透析患者に対する災害時の医療体制
- 2 災害時における医療コンテナの活用について

【協議事項】

- 3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）について

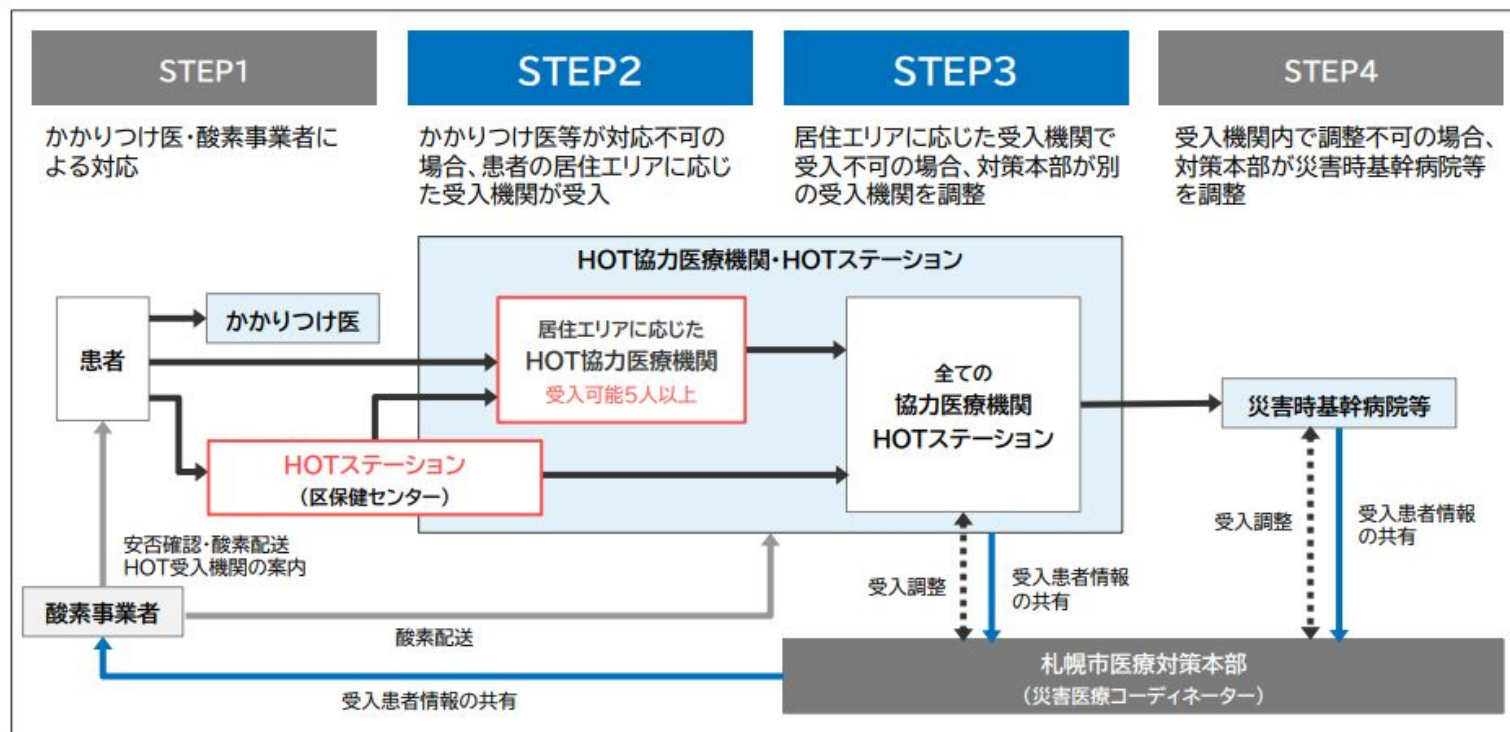
【その他】

- 4 次回の開催予定

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○令和6年度部会（令和7年1月、3月開催）の振り返り

- ・大規模停電発生時、協力医療機関（災害時の協力に関する協定締結予定）と区保健センターにおいて、酸素流量が比較的低流量のH0T患者の受入体制を整備
- ・受入可能な患者数が一定数以上の協力医療機関は、患者に事前周知し、居住エリアに応じて受入
- ・区保健センターは、患者に受入可能な協力医療機関を案内（または電源等を供給）



〈委員からの主なご意見〉

- ・各区保健センターには酸素濃縮器を配備しておくなど、発災時に医師や看護師が不在でもすぐに立ち上がる体制が必要
- ・患者に事前周知する協力医療機関を増やすため、受入可能患者数の要件見直しや、インセンティブ周知などの検討が必要
- ・発災時のH0T協力医療機関における患者の受入状況などの情報共有体制についての手法検討が必要

▶ 令和6年度部会で協議いただいた受入体制を基に、令和7年度以降、体制の構築・運用にむけた取組を実施

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○ 市内医療機関とのH0T患者に対する医療救護活動の協力協定の締結（令和7年11月12日～）

- 〈協定概要〉
- ・ 災害発生時、協力医療機関はH0T患者に対する酸素供給又は電源供給に努める
 - ・ 協力にあたり、協力医療機関が負担した物品や消耗品等の経費は札幌市が負担する
 - ・ 札幌市は協力医療機関への燃料等の優先的供給に関して関係機関との調整を行う

〈協定締結医療機関〉
31 機関（令和8年7月13日現在）

-内訳

中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
5 (1)	1 (0)	2 (0)	5 (3)	2 (1)	5 (2)	3 (0)	1 (0)	4 (1)	3 (0)

※カッコ書きは患者への事前周知対象医療機関
（令和8年6月調査時点で、施設に耐震性・停電時の非常用電源があり、酸素流量3L/分以下の患者受入可能人数が5人以上の医療機関）

〈受入可能患者数〉
108 人（令和8年7月13日現在、酸素・電源合計）

-内訳

中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
17 (10)	3 (0)	2 (0)	26 (21)	14 (12)	19 (15)	6 (0)	2 (0)	13 (8)	6 (0)

※カッコ書きは患者への事前周知対象医療機関

- 〈協力医療機関への燃料の優先的供給〉
- ・ 北海道と北海道石油業連合会との協定に基づく対応
 - ・ 協力医療機関に対し、北海道が指定する災害時の優先的燃料供給の対象施設への追加希望を調査
 - ・ 31医療機関のうち、13医療機関が指定済（令和7年9月調査時点）

災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲が実施する医療救護活動に係る甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項及び要請）
第2条 甲は、災害の発生等により、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。
（1）乙の施設において在宅酸素療法患者（以下「患者」という。）に対し、酸素供給又は患者が持参した酸素濃縮器等への電源供給をすること。
（2）前号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項
2 前項の要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより文書に先行して要請するものとする。

（協力の実施）
第3条 乙は前条に規定する協力事項について、可能な限り協力するよう努めるものとする。
2 災害の規模等に応じて、乙が必要と認めたときは、前条の要請に先行して、自発的に協力を開始するものとする。
3 乙は、甲から求めがあったときは、実施状況を別紙（様式1）により報告するものとする。

（経費の負担）
第4条 甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第2条に規定する協力事項において、乙が負担した次に掲げる経費について負担するものとする。
（1）乙が使用した物品、消耗品等の経費
（2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた経費
2 甲は、乙から前項の経費の請求があったときは、請求内容の確認を行い、経費を負担することが適当であると認められるときは、遅滞なく乙に支払わなければならない。

（燃料等の優先的供給）
第5条 甲は、乙の協力が当たり、燃料や電力の優先的供給に関し、関係機関との調整を行うものとする。

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○各区保健センターにおけるH0T患者対応の運用体制の構築

〈酸素濃縮器等の配置状況〉

- ・各区保健センターに酸素濃縮器とポータブル電源を配置

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
酸素濃縮装置（台）※	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3
ポータブル電源（台）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※酸素濃縮装置配置数量は酸素取扱事業者に提供いただいた各区H0T（流量3L以下）患者数を基に決定

〈患者対応の運用（検討中）〉

- ・発災時、保健センター（応急救護センター）に来所した患者に対して酸素濃縮器の貸出と電源供給を行うことで、患者が酸素吸入可能な体制を確保（酸素事業者から患者宅等への酸素配送までの当面の対応）
- ・患者への酸素濃縮器の貸出と電源供給は以下の運用を想定

患者自身（付添家族等を含む）：カニューレを装着する、酸素濃縮器を操作して酸素吸入を開始・停止する等
※各区職員は酸素吸入開始・停止等の医行為に該当する操作は行わない

- ・各区及び医療政策課による「在宅酸素療法患者への対応に関する検討会議」（係長級）を立ち上げ、令和8年度内に運用手順策定予定
- ・運用手順は医療職監修のもと全市共通のスタンダード版を作成後、各区の実情に応じてアレンジを行う想定

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○H0T患者受入施設（協力医療機関・区保健センター）におけるH0T患者受入可能数と要支援H0T患者数の比較

〈災害時に支援が必要と考えられる要支援H0T患者数の推計〉

- ① 各区H0T（流量3L以下）患者数の調査
酸素取扱事業者に居住区別・酸素流量別の患者数の情報提供を依頼

各区H0T（流量3L以下）患者数内訳（令和7年7月時点）

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	全市
H0T患者数（人）	203	224	302	197	123	168	107	115	187	189	1,815

- ② 各区H0T患者のうち要支援患者数の推計（令和6年度第1回部会で示した推計方法による）
①の患者数に対して、「月寒断層地震発災直後の停電割合」（札幌市危機管理局想定）、「酸素ボンベを用意していない患者割合」（札幌市保健福祉局アンケート調査）、「災害時に自院患者の対応不可の医療機関割合」（札幌市保健福祉局アンケート調査）を乗じて算定

各区要支援H0T（流量3L以下）患者数推計内訳

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	全市
要支援H0T患者数（人）	26	29	39	25	16	22	14	15	24	24	234

〈H0T患者受入施設におけるH0T患者受入可能数との比較〉

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	全市
H0T患者受入可能数（人）	20 (10)	6 (0)	5 (0)	29 (21)	16 (12)	21 (15)	8 (0)	4 (0)	16 (8)	9 (0)	134 (66)
要支援H0T患者数（人）	26	29	39	25	16	22	14	15	24	24	234

※カッコ書きは患者への事前周知対象医療機関

▶ 市内医療機関とさらなる協定締結を行い、H0T患者受入可能数の増加を目指す

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○エリア別要支援H0T患者数の把握

- ・発災時のH0T患者受入体制においては、まず患者の居住エリアに応じたH0T患者受入施設が患者を受入
- ・要支援H0T患者の発災時の負担を少なくするため、可能な限り患者の居住地に近接している施設での受入が望ましい
- ・平時に、エリア別の要支援H0T患者数と、H0T患者受入施設の受入可能患者数をふまえて、患者の居住エリアとH0T患者受入施設をマッチングすることを目指し、区より小さいエリア（まちづくりセンター所管範囲：86か所）別の要支援H0T患者数について以下のとおり推計

〈エリア（まちづくりセンター所管範囲）別の要支援H0T患者数の推計〉

①各まちづくりセンター所管範囲のH0T患者分布率の推計

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業申請者※の居住地を基に、各まちづくりセンターが所管する範囲におけるH0T患者（流量制限なし）の分布率を推計

※北海道が行っている助成事業で札幌市内居住者は各区保健センターで申請受付（酸素取扱事業者に調査した各区H0T患者数の9割超の申請があるもの）

例）中央区における各まちづくりセンター所管範囲のH0T（流量制限なし）患者分布率内訳

	本府・中央	東北・東	苗穂	豊水	西創成	曙	山鼻	幌西	大通・西	南円山	円山	桑園	宮の森
H0T患者分布率（%）	0.0	9.5	4.4	3.2	4.0	7.3	20.5	7.5	13.8	5.4	9.8	6.9	7.9

②各まちづくりセンター所管範囲の要支援H0T患者数の推計

各区要支援H0T患者数に①を乗じることで、各まちづくりセンター所管範囲における要支援H0T（流量3L以下）患者数を推計

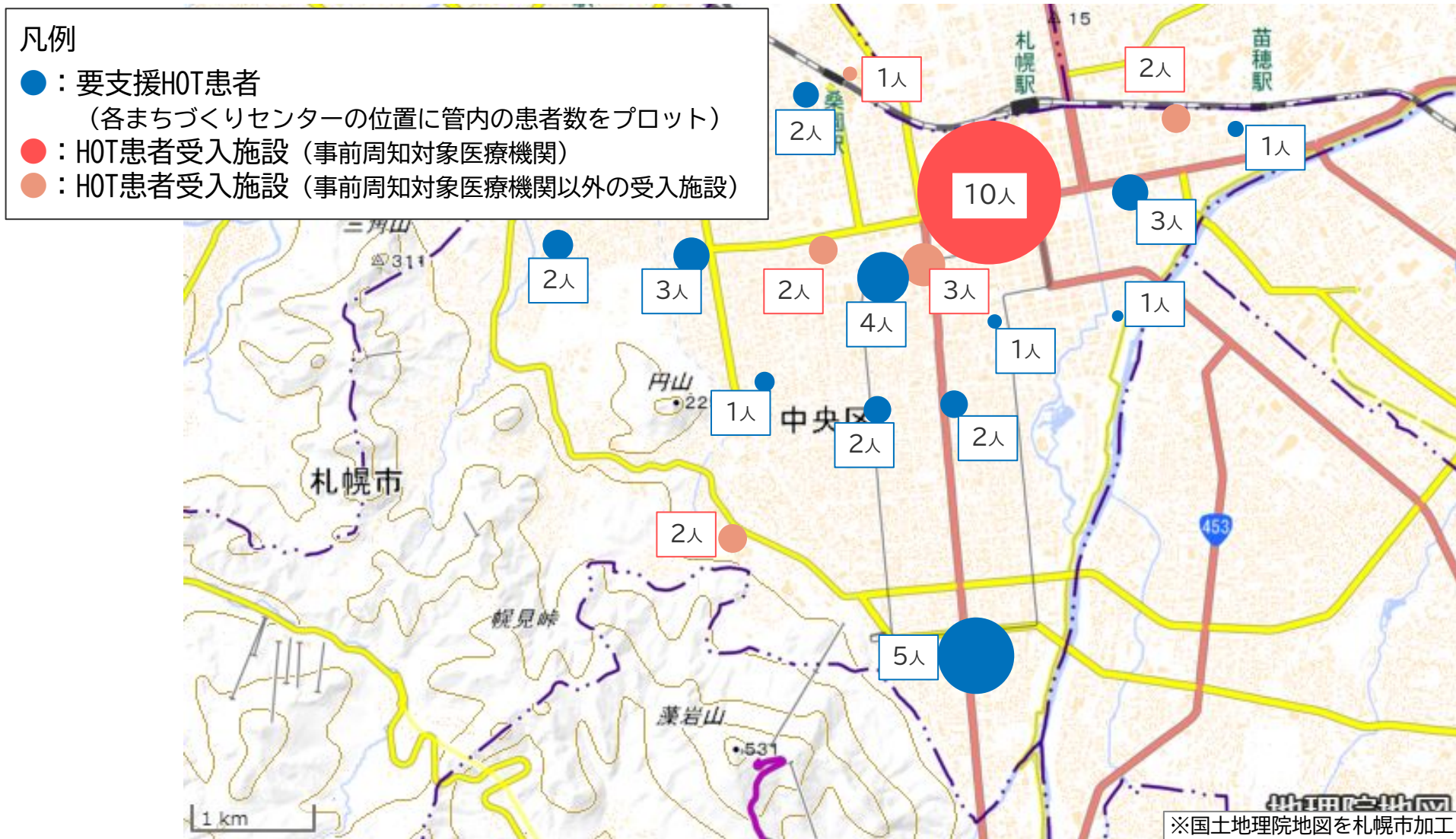
例）中央区における各まちづくりセンター所管範囲の要支援H0T（流量3L以下）患者数内訳

	本府・中央	東北・東	苗穂	豊水	西創成	曙	山鼻	幌西	大通・西	南円山	円山	桑園	宮の森
H0T患者数（人）	0	3	1	1	1	2	5	2	4	1	3	2	2

▶ まちづくりセンター所管範囲別の要支援H0T患者数（推計）を参考に、H0T患者受入施設とのマッチングを行うことを目指す

1 (1) HOT患者に対する災害時の医療体制

○H0T協力医療機関・各区保健センター及び要支援H0T患者のマッピング（中央区におけるモデルマップ）



▶ 要支援H0T患者の居住エリアとH0T患者受入施設とのマッチングにむけて、受入施設のうち、特に事前周知対象の協力医療機関の拡大が必要

1 (1) H0T患者に対する災害時の医療体制

○ H0T患者に対する災害時の医療体制に係る今後の取組（予定）

▼H0T患者に対する災害時の医療体制の構築

▽H0T協力医療機関・各区保健センターにおける災害時の患者受入の運用の整理

▽今年度中のH0T患者及び市内医療機関等に対する災害時の医療体制の周知

▼H0T患者に対する災害時の医療体制の維持・拡大

▽災害時を想定した各区保健センターやH0T協力医療機関、札幌市医師会等と連携した訓練の実施（年1回程度）

▽H0T協力医療機関の連絡担当者や患者受入可能数等の定期的な確認（年1回程度）

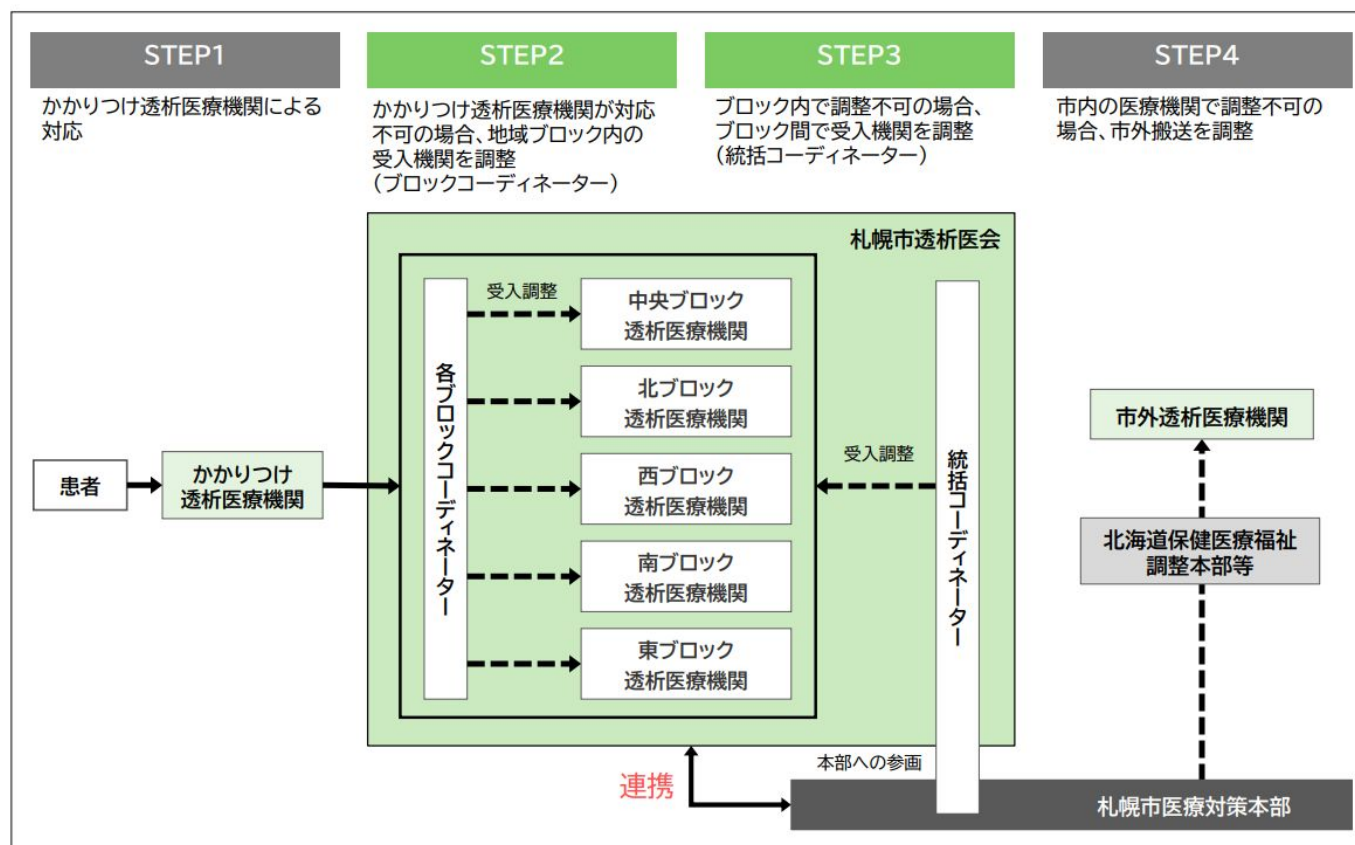
▽H0T協力医療機関の拡大に向けた協力依頼（随時）

▽発災時の効果的な情報集約手法の検討（要支援H0T患者情報、各医療機関の受入可能患者数など）

1(2) 透析患者に対する災害時の医療体制

○令和6年度部会（令和7年1月、3月開催）の振り返り

- ・ 札幌市医師会、札幌市透析医会と連携して、災害時における透析医療体制を整備
- ・ 札幌市透析医会のコーディネーターにより、地域ブロック（市内5ブロック）内で透析患者の受入医療機関を調整
- ・ 札幌市は、災害時の透析医療機関に対する応急給水等に関する支援を行う



〈委員からの主なご意見〉

- ・ 災害時の透析患者の移動手段となる透析医療機関の車両に対し、燃料の優先供給等の仕組みを検討してもよいのではないか

1 (2) 透析患者に対する災害時の医療体制

○透析患者に対する医療救護活動の協力協定の締結 (令和7年9月30日)

〈協定概要〉

- ・ 札幌市医師会、札幌市透析医会、札幌市の3者による協定
- ・ 札幌市医師会及び札幌市透析医会は、「透析医療機関の被災状況及び診療継続の可否等の情報収集」及び「透析医療機関から患者の受入れ先の調整依頼があった場合の受け入れ調整」に関して協力を努める
- ・ 札幌市は、非常時の透析医療機関における透析の確保に必要な水、電力又は燃料の供給についての優先的供給に関して関係機関との調整に努める

災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）、一般社団法人札幌市医師会（以下「乙」という。）及び札幌市透析医会（以下「丙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における透析患者の医療救護活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、札幌市地域防災計画に基づき、甲が行う透析患者の医療救護活動に係る乙及び丙との三者間の協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生等により、協力の必要が生じた場合は、乙及び丙へ協力を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、協力をするよう努めるものとする。

（協力事項）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）災害時の透析医療機関の被災状況及び診療継続の可否等の情報収集に関すること。
- （2）透析医療機関から患者の受入れ先の調整依頼があった場合の受入れ調整に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲、乙又は丙が必要と認める事項

（災害時に向けた体制整備）

第4条 丙は、第2条第1項の規定による協力の要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、平常時において、市内の透析医療機関の連携体制を構築する等の、必要な措置を講じるとともに、丙の会員等への十分な周知を図るものとする。

2 丙は、協力に当たり、会員等が所有する車両について、患者の搬送に使用するための緊急通行車両の登録手続を行うよう努めるものとする。

3 甲は、前項の登録手続に必要な要件等に関し、関係機関との調整を行うものとする。

4 甲は、非常時に丙から透析医療機関における透析の確保に必要な水、電力又は燃料の供給について要請があった場合の優先的供給に関し、平常時において乙、丙及び関係機関との調整及び情報の共有等を行い、体制の確保に努めるものとする。

（平常時の協力事項）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力を努める。

- （1）透析医療救護活動に必要な情報の相互提供
- （2）甲の行う訓練等への参加
- （3）その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

、甲、乙及び丙

。ただし、この
による協定解除の
においても同様と

印の上、各自1

西2丁目

広

19丁目

医師会

人

条1丁目

リニック内

也

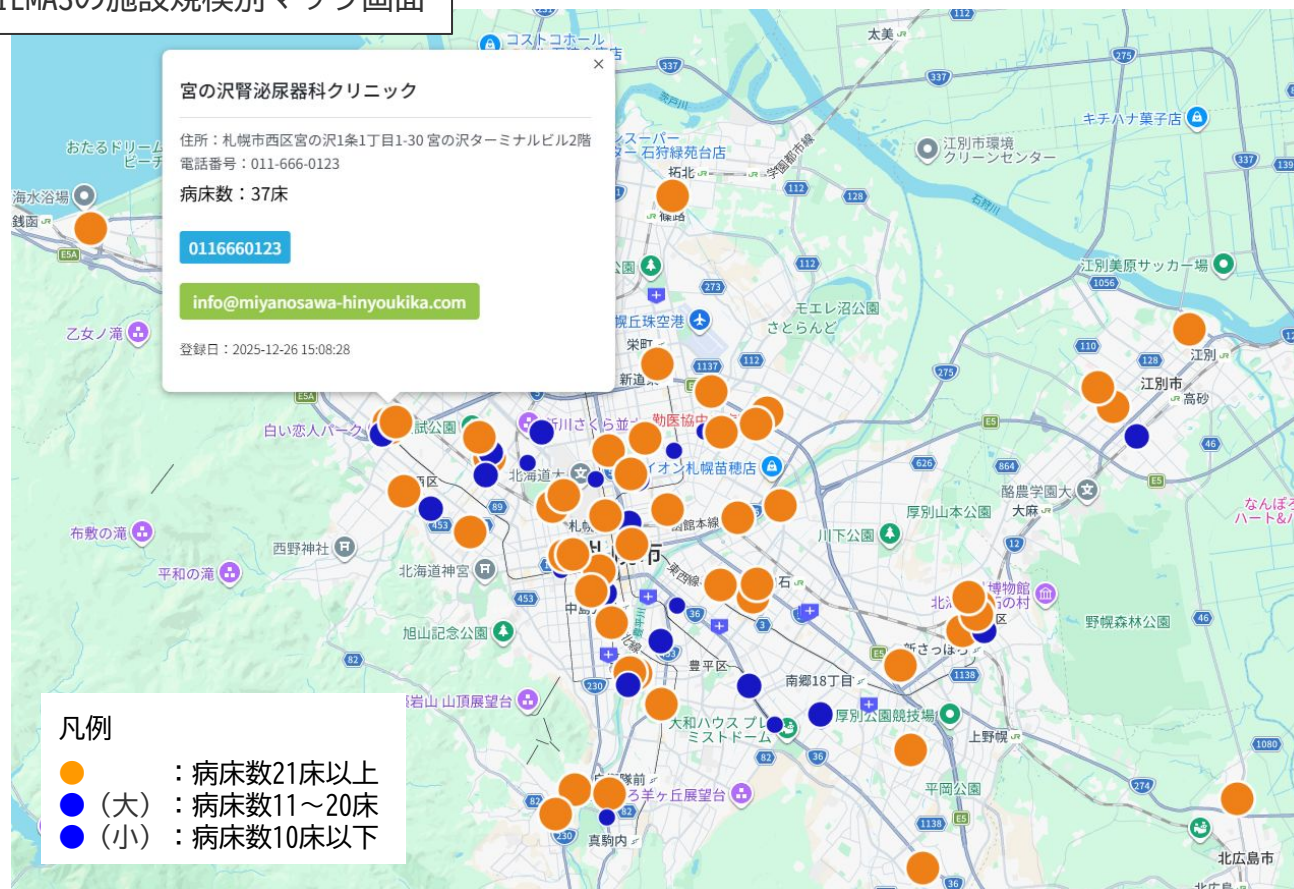
1 (2) 透析患者に対する災害時の医療体制

○緊急時透析情報共有マッピングシステム（DIEMAS）

〈概要〉

- ・災害時は協定に基づき、札幌市透析医会が透析医療機関の状況等をもとに透析患者の受入調整を行う
- ・受入調整をよりスムーズに行うために札幌市透析医会において緊急時透析情報共有マッピングシステム（DIEMAS）を令和8年1月に導入（札幌市による補助あり）
- ・札幌市も発災時の透析医療機関の情報把握にDIEMASを活用

DIEMASの施設規模別マップ画面



1(2) 透析患者に対する災害時の医療体制

○応急給水調査

〈概要〉

- ・ 協定に基づき、非常時に優先的な応急給水が必要となった市内の透析医療機関に円滑な応急給水を実施できるよう、札幌市が各医療機関の給水装置等の情報について整理するため行う
- ・ 調査票による把握に加え、状況に応じて札幌市水道局による現地調査を実施

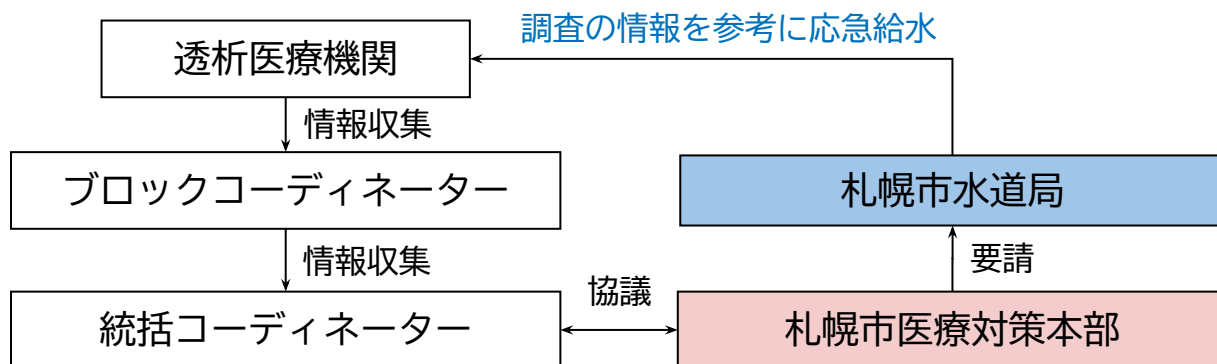
〈対象医療機関〉

101 機関（札幌市災害時基幹病院含む）

〈回答医療機関〉

61 機関（令和8年7月13日現在）

〈応急給水フロー（参考）〉



1(2) 透析患者に対する災害時の医療体制

○透析患者に対する災害時の医療体制に係る今後の取組（予定）

▼透析患者に対する災害時の医療体制の維持・向上

▽災害時を想定した札幌市医師会や札幌市透析医会との連携によるDIEMASを活用した訓練の実施（年1回程度）

▽札幌市医師会や札幌市透析医会との連携による市内透析医療機関等への災害時の透析医療体制の周知

▽今年度中の透析医療機関に対する応急給水に係る現地調査の実施、及び定期的な状況確認実施

▽災害時の透析患者の移動に係る緊急通行車両登録の整理、車両への優先燃料供給等の検討

2 災害時における医療コンテナの活用

○医療コンテナ活用に係る国の考え方

- ・第8次医療計画において、都道府県や医療機関が災害時等に医療コンテナを検査や治療に活用することを求めている
- ・第1次国土強靱化実施中期計画において、可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏の割合を令和12年までに100%に引き上げることを目指している
- ・医療コンテナを効果的かつ円滑に活用することができるよう、令和7年6月に「医療コンテナ運用ガイドライン」を策定し、医療コンテナの活用を促進している

○医療コンテナの保有状況

- ・令和7年度に厚生労働省が実施した調査結果によると、全国の医療コンテナ保有機関数は以下のとおり

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
19	20	118	33	46	25	30

出典) <https://www.mhlw.go.jp/content/001534795.pdf>

○札幌市における医療機関保有コンテナの借り受けによる活用

- ・医療コンテナの平時における活用手法の1つとして、令和7年度に臨時小児ドライブスルー発熱外来における調剤スペースとして活用



- ▶ 今後、札幌市内の医療コンテナ保有機関情報の収集（関係機関とのコンタクト含む）、災害時における医療コンテナ活用に向けた協定締結等の調整、医療コンテナの平時における活用の検討等を進める

【報告事項】

- 1 在宅酸素療法(HOT)患者・透析患者に対する災害時の医療体制について
 - (1) HOT患者に対する災害時の医療体制
 - (2) 透析患者に対する災害時の医療体制
- 2 災害時における医療コンテナの活用について

【協議事項】

- 3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）について

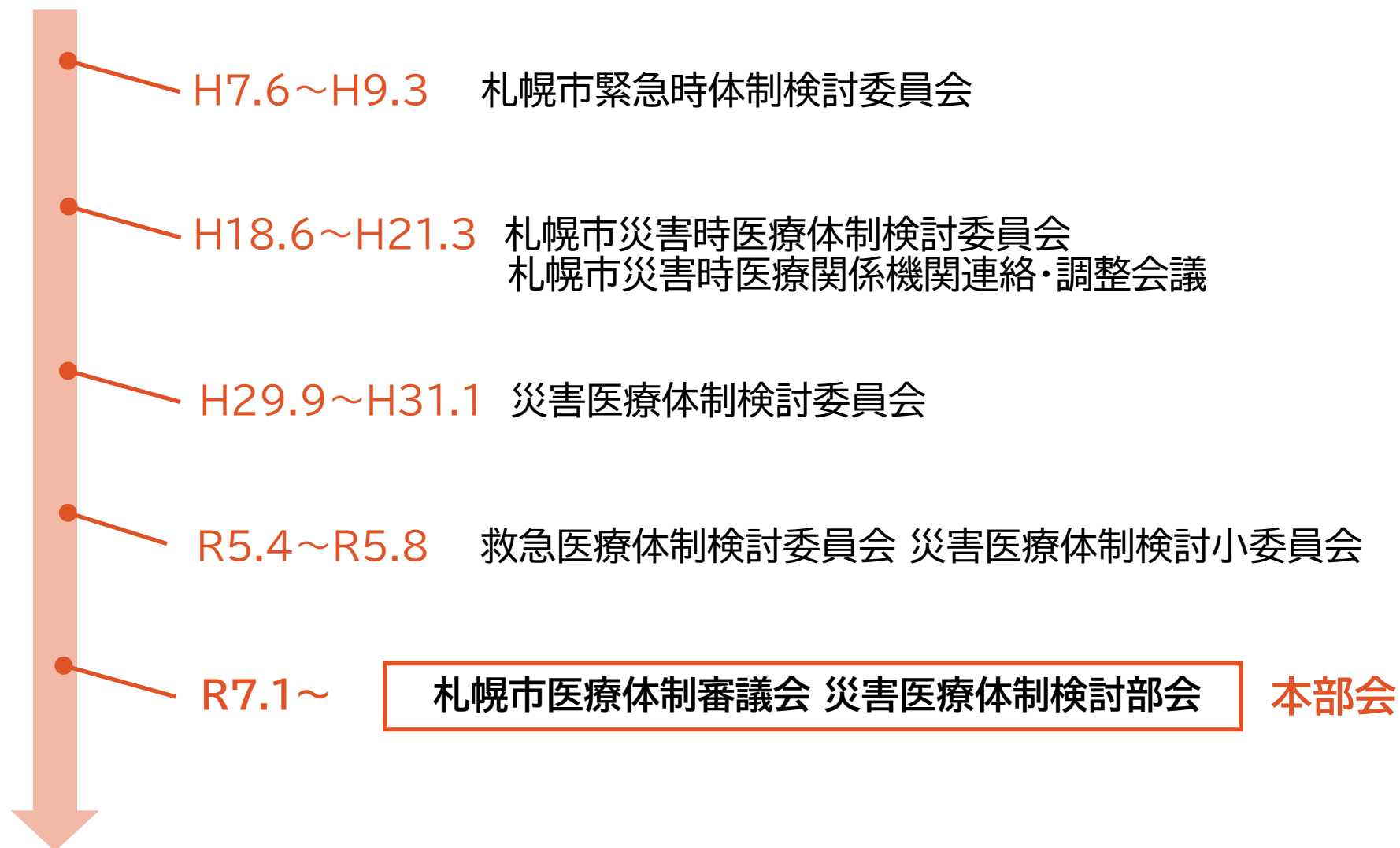
【その他】

- 4 次回の開催予定

3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）

○令和6年度第2回部会（令和7年3月開催）の振り返り

〈災害医療に関する会議の開催状況〉

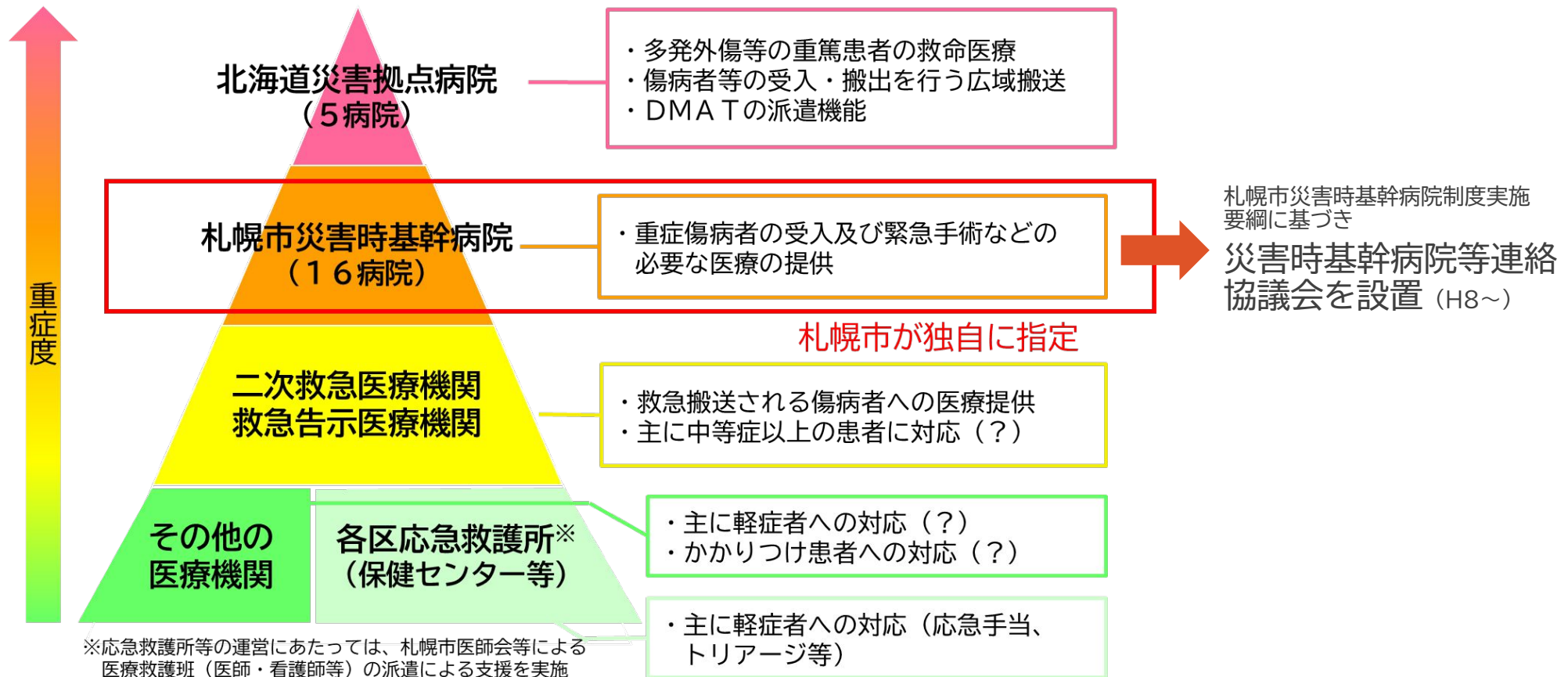


3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）

○令和6年度第2回部会（令和7年3月開催）の振り返り

〈札幌市災害時基幹病院について〉

【札幌市の災害医療体制】



3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）

○令和6年度第2回部会（令和7年3月開催）の振り返り

〈災害時基幹病院等連絡協議会〉

位置づけ

札幌市災害時基幹病院制度実施要綱に基づき、設置

設置目的

札幌市災害時基幹病院の運営に関し必要な事項を協議し、札幌市災害時基幹病院と関係機関との情報交換及び連携強化を図る

構成員

災害時基幹病院、札幌市医師会、札幌市その他の関係者

過去の開催実績

災害時基幹病院の事務担当者による事務連絡が中心

今後の方向性

札幌市の医療体制にかかる審議の場として、札幌市医療体制審議会及び災害医療体制検討部会を設置したことふまえ、災害時基幹病院連絡協議会を災害医療体制検討部会のワーキンググループに位置づけ、災害時基幹病院等の医師を含めた議論を行うこととする

⇒方向性について了承いただいた

〈委員からのご意見〉

- ・「現在の災害時基幹病院の分布等をふまえた再整備について」、「災害時基幹病院の役割（局所災害を含む）や連絡体制等について」という2点を議論できるとよい



令和6年度部会で協議いただいた方向性を基に、具体的な議論にむけて、ワーキンググループの詳細を整理

3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）

○位置づけ及び目的等

札幌市災害時基幹病院等連絡協議会設置運営要綱を改定し、以下のとおり整理

〈位置づけ・目的〉

- ・ 札幌市災害時基幹病院等連絡協議会を札幌市の懇話会として位置づけ、行政運営上の意見交換及び意見聴取の場とする（審議・決定は伴わない）
- ・ 市長が「災害時の札幌市における医療体制整備等に資するものとして、協議会の議事内容を札幌市医療体制審議会及び部会に報告することができる」ものとするので、札幌市の医療体制審議に係る体系として位置づけ

〈構成員〉

- ・ 札幌市災害時基幹病院、札幌市医師会、札幌市その他の関係者をもって、議事内容に応じて決定



災害医療体制検討部会において災害時基幹病院に係るワーキンググループの意見を反映し審議を行うことで
札幌市災害時基幹病院の課題や検討事項を踏まえた災害医療体制の強化・充実が可能

○初回開催概要（案）

【意見交換事項】

- ①札幌市災害時基幹病院における現状の共有（BCP策定等の災害対策状況、病院間連携等）
- ②札幌市災害時基幹病院における課題（役割の整理、再整備の必要性等）

【構成員】

札幌市災害時基幹病院（医師）各1名、札幌市医師会、札幌市（事務局）

【開催】

札幌市の規定整備、関係機関との調整後に開催を予定

【報告事項】

- 1 在宅酸素療法(HOT)患者・透析患者に対する災害時の医療体制について
 - (1) HOT患者に対する災害時の医療体制
 - (2) 透析患者に対する災害時の医療体制
- 2 災害時における医療コンテナの活用について

【協議事項】

- 3 災害時基幹病院に係るワーキンググループの設置（案）について

【その他】

- 4 次回の開催予定

4 次回の開催予定

○開催時期

委員改選（令和8年9月）後を予定

○審議事項（予定）

災害医療体制の課題について（災害時基幹病院の再整備等）